

公告第 1 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号 以下、「施行令」という。)第 167 条の 6 第 1 項及び白河地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成 24 年規則第 10 号 以下、「財務規則」という。)第 112 条の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

白河地方広域市町村圏整備組合
管理者 鈴木 和 夫



1. 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 1 号
- (2) 工 事 名 芝原浄水場受変電設備更新工事
- (3) 工事場所 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原 47 番地 11 (芝原浄水場)
- (4) 工事種別 電気工事
- (5) 工事概要 芝原浄水場の受変電設備更新工事
 - (1)受電盤[HSG-1] : 1 面
 - (2)No. 1 高圧き電盤[HSG-2A/B] : 1 式
 - (3)No. 2 高圧き電盤[HSG-3A/B] : 1 式
 - (4)No. 1 コンデンサ盤[HSG-4] : 1 面
 - (5)No. 2 コンデンサ盤[HSG-5] : 1 面
 - (6)No. 3 コンデンサ盤[HSG-6] : 1 面
 - (7)No. 1 動力変圧器盤[LSG-1] : 1 面
 - (8)No. 1 動力主幹盤[LSG-2] : 1 面
 - (9)No. 2 動力主幹盤[LSG-3] : 1 面
 - (10)No. 2 動力変圧器盤[LSG-4] : 1 面
 - (11)200V 主幹盤[LSG-5] : 1 面
 - (12)200/100V 変圧器盤[LSG-6] : 1 面
 - (13)100V 主幹盤[LSG-7] : 1 面
 - (14)直流電源盤[DC-1] : 1 面
 - (15)柱上気中開閉器 : 1 台機器製作、現場据付・試験調整 一式

- (6) 施設規模 【芝原浄水場】
浄水能力：22,900 m³/日（一日最大取水量）
一日最大供給量：21,310 m³/日
水源：堀川ダム
浄水方式：急速ろ過方式
- 【場外施設】
流量計室9箇所、圧力調整池、増圧ポンプ場2箇所、
緊急遮断弁室
- (7) 完成期限 令和10年3月17日

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

○元請に係る要件

- (1) 白河地方広域市町村圏整備組合 令和7・8年度指名競争入札参加資格審査申請受付簿(以下、「資格審査申請受付簿」という。)に登録されている者のうち、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を得ている者であること。
- (2) 東北地区に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営審査事項における電気工事について、直近(参加資格審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7ヶ月を経過していないものに限る)の総合評定値が1,000点以上であること。
- (4) 過去10年以内に、国、地方公共団体等から本水道施設と同規模以上の電気設備を自社製作し、据付け調整する工事を元請けとして施工した実績があること。
- (5) 電気工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

3. 入札参加手続等

入札の参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(公告 第3号様式)
- イ 宣誓書(公告 第4号様式)
- ウ 前述「2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」(1)、(3)、(4)、

(5)、(7)を証明する書類(提出書類については別紙1を参照すること。)

(2) 提出期限及び提出場所

- ア 提出期限 令和8年6月2日(火) 午後3時まで
- イ 提出場所 〒961-8071
福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
白河地方広域市町村圏整備組合 用水供給課
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 窓口へ持参提出
- オ その他

- ①提出期限以降に提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ②提出書類の作成、提出及び説明に要する費用は、申請者の負担とする。
- ③提出書類は返却及び公表は行わず、他の用途には使用しない。

(3) 入札参加資格の通知

入札参加希望者の入札参加資格確認結果については令和8年6月10日(水)までに制限付一般競争入札参加資格確認通知書(公告 第5号様式)で通知する。

4. 設計図書の閲覧

設計図書等は、以下のとおり閲覧できるものとし、入札日までに閲覧確認書(公告 第7号様式)を提出するものとする。

- (1) 閲覧期間 令和8年5月22日(金)～令和8年6月2日(火)
- (2) 閲覧場所 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
白河地方広域市町村圏整備組合 用水供給課
- (3) その他 現場説明については実施しない。

5. 設計図書に関する質問

対象工事に係る設計図書等に関して質問がある場合は、設計図書の質問書(公告 第1号様式)を提出することができる。

- (1) 提出場所 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
白河地方広域市町村圏整備組合 用水供給課
- (2) 提出期限 令和8年5月29日(金) 正午まで
- (3) 提出方法 持参又はファックスにより送信すること。なお、送信後は確認のための電話連絡を必ず行うこと。
(電話番号 0248-25-5395)
(FAX番号 0248-25-5397)

6. 質問の回答

質問に関する回答は、令和8年6月2日（火）までに、原則としてファックスにより質問者に設計図書の質問に対する回答書（公告 第2号様式）を送付するとともに、白河地方広域市町村圏整備組合用水供給課において質問書と併せて令和8年6月17日（水）まで閲覧できるものとする。

7. 入札の執行

- (1) 入札日時 令和8年6月17日（水）午前11時
- (2) 入札場所 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
白河地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 会議室
- (3) 入札回数

入札回数は2回までとする。この場合落札者がいないときには施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約の協議を行うものとする。

- (4) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。

- (5) 工事費内訳書の提示

入札参加者は、入札書に記載される入札額に対応した工事費内訳書（公告 第8号様式）を提示しなければならない。

- (6) 入札の中止

入札参加者が連合し、又は不穏の動きをなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8. 入札保証金の納付

財務規則第114条の規定により入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第115条第1項の規定に該当する場合はこの限りでないが、入札保証金納付免除申請書（公告 第6号様式）により申請しなければならない。

落札者において契約を締結しないときは、見積に係る金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

9. 契約保証金の納付

契約保証金は、財務規則第 97 条の規定により、請負代金の 100 分の 10 以上の額とする。契約保証金の納付は、白河地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款第 4 条の規定による担保の提供をもって代え、または保証を付したときは免除する。

10. その他

(1) 契約の締結

契約は、白河地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款を適用する。

(2) 監理技術者の専任期間は、着手日から完成届出日までとし、配置予定技術者確認書に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に専任で配置すること。

(3) 経営事項審査について

建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 2 により、契約に当たっては有効な経営事項審査が必要であることから、経営事項審査の有効期限切れ事業者とは契約することはできないので注意すること。

(4) その他、詳細については「白河地方広域市町村圏整備組合工事等競争入札心得」に準ずる。

別紙 1

入札に参加する者に必要な資格を証明する書類

「3. 入札参加手続等」(1) 提出書類ウについて、入札に参加する者に必要な資格を証明する書類については、下記一覧表に示す書類を提出すること。

番号	資格要件	証明書類
(1)	建設業法第 3 条の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を得ている者であること。	建設業許可通知書の写し
(3)	建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営審査事項における電気工事について、直近（参加資格審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 ヶ月を経過していないものに限る）の総合評定値が 1,000 点以上であること。	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書

(4)	過去 10 年以内に、国、地方公共団体等から本水道施設と同規模以上の電気工事を自社製作し、据付け調整する工事を元請けとして施工した実績があること。	工事名、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等が確認できる工事請負契約書、工事発注仕様書等の写し
(5)	電気工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を本工事に専任で配置できること。	指定様式（公告 第 3 号様式及び別紙）配置予定技術者の「許可又は登録証明書等の写し」及び「監理技術者資格者証の表・裏の写し」
(7)	国税又は地方税を滞納していない者であること。	納税証明書等の写し（税の未納が無いことがわかるもの）